

2025 年度 監査報告

学校法人 明海大学

監査報告書

2026年6月8日

学校法人 明海大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 明海大学

監事 中山 浩之

監事 田ノ上 純一

私たち監事は、私立学校法第52条及び学校法人明海大学寄附行為第30条第1項の規定に基づき、学校法人明海大学（以下「本法人」という。）の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事、内部監査人（監査・評価室）その他職員（以下「役員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査人と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、評議員会その他重要な会議に出席するほか、役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類及び議事録等を閲覧又は調査し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備について、役員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

加えて、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該会計年度に係る計算書類、計算書類の附属明細書及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 業務の決定及び執行状況

法令及び寄附行為等に従って適正に実施していると認めます。

(2) 内部統制システムの整備及び運用状況

学校法人明海大学内部統制システム整備の基本方針（2025年3月18日理事会決定）に基づき、適切に整備し、運用していると認めます。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する行為

指摘すべき事実は認められません。

(4) 事業報告及び事業報告の附属明細書

本法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 計算書類、計算書類の附属明細書及び財産目録

会計監査人である仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であり、本法人の収支及び財産の状況を適正に示していると認めます。

以上